資料②

総合事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、随時、厚生労働省から介護事業所向けに事務連絡が発出されておりますが、介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）指定事業者の皆様におかれましても、以下のホームページに掲載されている事務連絡を参照し、感染症予防対策の上事業を運営されますようお願いいたします。

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

厚生労働省ホームページ

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html）

※　常に情報が更新されますので、随時確認をお願いします。

内容

1．基本的な事項

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）、流行地域からの帰国者等の取扱い、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等について

2．感染拡大防止に関する事項

職員や利用者の体温計測及び発熱等の症状がある場合の対応、面会制限や委託業者等への対応等、感染拡大防止のための対応について

3．職員の確保に関する事項

職員の確保が困難な場合の対応について

4．衛生用品の確保に関する事項

マスク、アルコール消毒等の衛生用品について

5．要介護認定に関する事項

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

6．介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについて

※各自治体により、取扱いが異なる場合がありますので、不明な点がありましたら各自治体担当者へお問合せください。

7．感染症発生に備えた対応等に関する事項

介護施設・事業所等における感染者発生に備えた対応等について

8．その他に関する事項

その他の関連する事項について

※国からの通知では、介護事業所のみならず、総合事業指定事業所を対象とする事業や施策が見受けられますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

《参考》

厚生労働省のホームページと併せて、宮城県の下記ページも定期的に確認してください。

新型コロナウイルス関連情報（介護サービス事業者向け）

（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/corona2020.html）

【重要】事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

感染の発生を確認したら速やかに保健所に連絡するとともに、指定権者に報告してください。その後は保健所の指示の下、事業所内の消毒作業や感染者との接触が疑われる人の特定に協力してください。詳しくは、「新型コロナウイルス感染症が通所系施設で発生したときの参考指針」（宮城県の上記ページに掲載）を参照してください。訪問型サービス事業所についても、これに準じて対応してください。

【問い合わせ先】

市町村担当課	連絡先
塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課高齢者支援係	022-364-1204
多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係	022-368-1141
松島町健康長寿課高齢者支援班	022-355-0677
七ヶ浜町長寿社会課介護保険係	022-357-7447
利府町保健福祉部地域福祉課介護福祉係	022-767-2198